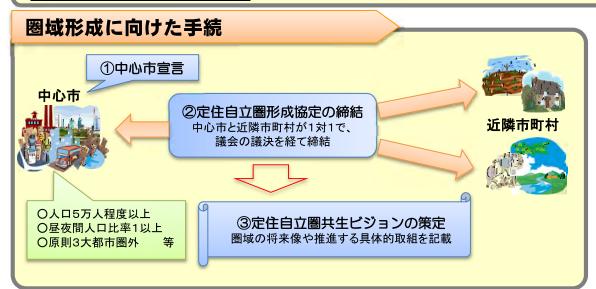
定住自立圏構想の意義

中心市と近隣市町村が相互に役割分担し、連携・協力することにより、<u>圏域全体として必要な生活機能等を確保する</u> 「定住自立圏構想」を推進し、地方圏における定住の受け皿を形成する。

【圏域に求められる役割】

- ①生活機能の強化(休日夜間診療所の運営、病児・病後児保育の実施、消費生活法律相談の実施、地場産業の育成等)
- ②結びつきやネットワークの強化 (デマンドバスの運行、滞在型・体験型観光・グリーンツーリズムの推進、生活道路の整備 等)
- ③圏域マネジメント能力の強化(合同研修の実施や職員の人事交流、外部専門家の招へい 等)





KPI: 2024年 140圏域(R5.4.1現在 130圏域)



定住自立圏に取り組む市町村に対する支援

特別交付税

- ・包括的財政措置(平成26年度・令和3年度に拡充) (中心市 4,000万円程度→8,500万円程度(H26)) (近隣市町村 1,000万円→1,500万円(H26)→1,800万円(R3))
- ・外部人材の活用に要する経費に対する財政措置
- ・地域医療の確保に要する経費に対する財政措置

地方债

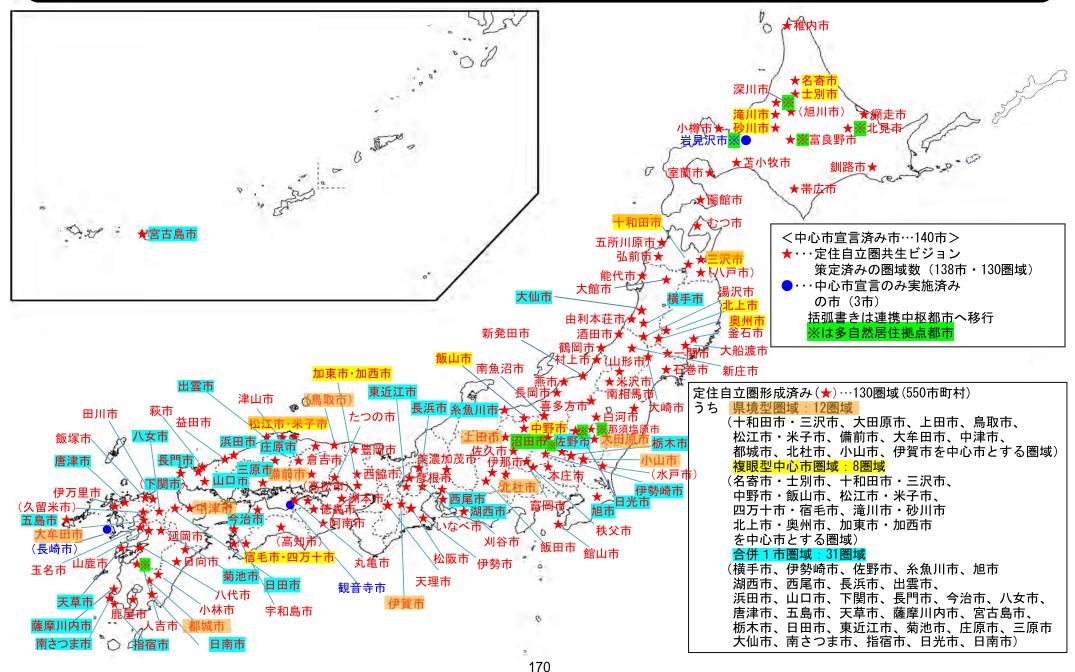
・地域活性化事業債を充当※(充当率90%、交付税算入率30%)※医療・福祉、産業振興、公共交通の3分野に限る

各省による支援策

・地域公共交通の確保や教育環境の整備支援など、定住自立圏構想 推進のための関係各省による事業の優先採択

等

定住自立圏構想の取組状況 (令和6年4月1日現在)



定住自立圏構想の取組状況(令和6年4月1日現在)※無間けは宣言連携中枢都市 ※ は多自然拠点都市の要件のみを満たす市 ※ は)は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市 ※ ()は近隣市として定住自立圏又は連携中枢都市圏に取り組んでいる市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
北海道	函館市、小樽市、旭川市、室蘭市、釧路市、帯広市、網 走市、苫小牧市、稚内市、名寄市・士別市(複眼型)、滝 川市・砂川市(複眼型)、深川市、富良野市、北見市	(千歳市)、(北広島市)、(石狩市)、(<u>岩見沢市)</u> 、 <u>(伊達市)</u>
青森県	八戸市、弘前市、五所川原市、十和田市・三沢市(複眼型)、むつ市	_
岩手県	奥州市・北上市(複眼型)、一関市、釜石市、大船渡市	宮古市
宮城県	石巻市、大崎市	仙台市、気仙沼市、 <u>白石市</u> 、岩沼市
秋田県	能代市、横手市、大館市、湯沢市、由利本荘市、 大仙市	秋田市
山形県	山形市、米沢市、鶴岡市、酒田市、新庄市	(東根市)
福島県	白河市、喜多方市、南相馬市	会津若松市
茨城県	水戸市	日立市、土浦市、常総市、つくば市、鹿嶋市、神 栖市
栃木県	栃木市、佐野市、日光市、小山市、大田原市、那須塩原 市	宇都宮市
群馬県	伊勢崎市、沼田市、富岡市	前橋市、高崎市、太田市、 <u>藤岡市</u>
埼玉県	秩父市、本庄市	_
千葉県	旭市、館山市	成田市
東京都		青梅市、あきる野市
神奈川県		_
新潟県	長岡市、新発田市、村上市、燕市、糸魚川市、南魚沼市	(三条市)、柏崎市、 <u>十日町市</u> 、上越市、佐渡市
富山県		_
石川県		七尾市、小松市
福井県		敦賀市、(越前市)
山梨県	北杜市	富士吉田市
長野県	上田市、飯田市、伊那市、中野市·飯山市(複眼型)、 佐久市	松本市、諏訪市
岐阜県	美濃加茂市	大垣市、高山市、関市、 <u>可児市</u>
静岡県	湖西市	沼津市、磐田市、掛川市、 <u>御殿場市</u> 、裾野市、(牧 之原市)
愛知県	刈谷市、西尾市	安城市、 <u>新城市</u> 、田原市、豊田市
三重県	伊勢市、松阪市、いなべ市、伊賀市	津市、四日市市
滋賀県	彦根市、長浜市、東近江市	草津市、甲賀市、野洲市

都道府県	宣言中心市	中心市要件を満たす市(左記を除く)
京都府		福知山市、 <u>舞鶴市</u>
大阪府		-
兵庫県	洲本市、豊岡市、西脇市、加西市・加東市(複眼型)、 たつの市	小野市
奈良県	天理市	1
和歌山県		和歌山市、田辺市、 <u>新宮市</u>
鳥取県	鳥取市、米子市(複眼型)、倉吉市	
島根県	松江市(複眼型)、浜田市、出雲市、益田市	1
岡山県	津山市、備前市	I
広島県	三原市、庄原市	(尾道市)、(三次市)
山口県	下関市、山口市、萩市、長門市	下松市、周南市、 <u>柳井市</u>
徳島県	徳島市、阿南市	1
香川県	高松市、丸亀市、観音寺市	坂出市
愛媛県	今治市、宇和島市	八幡浜市、新居浜市、大洲市、四国中央市
高知県	高知市、四万十市·宿毛市(複眼型)	(南国市)
福岡県	大牟田市、 <mark>久留米市</mark> 、飯塚市、田川市、八女市	福岡市、朝倉市、(直方市)
佐賀県	唐津市、伊万里市	佐賀市、鳥栖市
長崎県	長崎市、五島市	島原市、諫早市
熊本県	八代市、人吉市、玉名市、山鹿市、菊池市、天草市	
大分県	中津市、日田市	臼杵市
宮崎県	都城市、延岡市、小林市、日向市、日南市	
鹿児島県	鹿屋市、指宿市、薩摩川内市、南さつま市	霧島市、奄美市
沖縄県	宮古島市	那覇市、浦添市、名護市、 <u>うるま市</u> 、石垣市
合計	140	90

- 〇 定住自立圏は140市が中心市宣言済み。
- 130圏域(549市町村)で定住自立圏形成協定締結又は定住自立圏形成方針策定済み。
- 130圏域が定住自立圏共生ビジョン策定済み。

以下の40市が宣言連携中枢都市(令和5年4月1日現在)

札幌市、旭川市、青森市、八戸市、盛岡市、山形市、福島市、郡山市、水戸市、新潟市、富山市、 高岡市・射水市(複眼型)、金沢市、福井市、甲府市、長野市、岐阜市、静岡市、姫路市、鳥取市、岡 山市、倉敷市、広島市、呉市、福山市、山口市·宇部市(複眼型)、下関市、高松市、松山市、高知市、 北九州市、久留米市、長崎市、佐世保市、熊本市、大分市、宮崎市、鹿児島市

定住自立圏における取組例

○政策分野別取組状況

定住自立圏130圏域※(令和6年4月1日時点)における主な取組例と圏域数

※連携中枢都市圏に移行済の圏域を含む

市町村間の役割分担による生活機能の強化

医療

医師派遣、適正受診の啓発、

113圏域

休日夜間診療所の運営等

福祉

介護、高齢者福祉、子育て、

104圏域

障がい者等の支援

教 育

図書館ネットワーク構築、文化・スポーツ

100圏域

交流、公共施設相互利用等

産業振興

広域観光ルートの設定、

116圏域

農産物のブランド化、企業誘致等

環境

低炭素社会形成促進、

70圏域

バイオマスの利活用等

市町村間の結びつきやネットワークの強化

地域公共交通

地域公共交通のネットワーク化、

115圏域

バス路線の維持等

ICTインフラ整備・利活用

39圏域

メール配信による圏域情報の共有等

交通インフラ整備

77圏域

生活道路の整備等

地産地消

学校給食への地元特産物の活用、

43圏域

直売所の整備等

交流移住

共同空き家バンク、圏域内イベント

99圏域

情報の共有と参加促進等

圏域マネジメント能力の強化

合同研修•人事交流

合同研修の開催や

92圏域

職員の人事交流等

外部専門家の招へい

医療、観光、ICT等の

28圏域

専門家を活用

-4

※各団体の協定書から総務省作成。全体整理の観点から取組を分類したため、各団体による協定書の分類の合計とは必ずしも一致しない。

定住自立圏構想推進要綱

平成20年12月26日(総行応第39号)制定 平成24年9月18日(総行応第187号)一部改正 平成25年3月29日(総行応第60号)一部改正 平成26年3月31日(総行応第70号)一部改正 平成28年9月23日(総行応第293号)一部改正 平成29年10月5日(総行応第352号)一部改正 平成30年9月3日(総行応第352号)一部改正 中成30年9月3日(総行応第109号) 一部改正 令和3年6月9日(総行応第109号) 一部改正 令和5年6月21日(総行応第169号) 一部改正

第1 趣旨

(1) 今後の我が国の人口の見込み等

我が国の総人口は、今後、急速に減少することが見込まれている。「日本の将来推計人口(平成18年12月推計)」(国立社会保障・人口問題研究所)の出生中位(死亡中位)推計によれば、平成17年に約1億2,776万人であった総人口は、同年から令和17年までの30年間で約13%(約1,708万人)減少し、約1億1,068万人となる。また、平成17年までの30年間では、三大都市圏、地方圏とも人口が増加していたのに対し、同年以降の30年間では、三大都市圏の人口も約530万人減少し、地方圏の人口は約1,178万人という大幅な減少が見込まれる。三大都市圏も地方圏も人口が減少するという「過密なき過疎」の時代の到来にあって、地方圏の将来は極めて厳しいものと予想される。同時に、少子化・高齢化が急速に進行し、平成17年から令和17年までの30年間で年少人口は約40%(約707万人)減少し、高齢者人口は約45%(約1,149万人)増加する。三大都市圏においても、団塊の世代の高齢化などに伴い、今後、急速に高齢者数が増加し、生産年齢人口が減少していく。

このような状況を踏まえ、地方圏において、安心して暮らせる地域を各地に

形成し、地方圏から三大都市圏への人口流出を食い止めるとともに、三大都市圏の住民にもそれぞれのライフステージやライフスタイルに応じた居住の選択肢を提供し、地方圏への人の流れを創出することが求められている。定住自立圏構想は、このような問題意識のもとに全国的な見地から推進していく施策である。

(2) 定住自立圏形成の目的

定住自立圏は、中心市と近隣市町村が、自らの意思で1対1の協定を締結することを積み重ねる結果として、形成される圏域である。

圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方に基づき、中心市において圏域全体の暮らしに必要な都市機能を集約的に整備するとともに、近隣市町村において必要な生活機能を確保し、農林水産業の振興や豊かな自然環境の保全等を図るなど、互いに連携・協力することにより、圏域全体の活性化を図ることを目的とする。

これらの取組により、地方への民間投資を促進し、内需を振興して地域経済を活性化させるとともに、分権型社会にふさわしい、安定した社会空間を地方圏に創り出すことが期待されている。

なお、定住自立圏構想は、地方圏からの人口流出を食い止め、地方圏への人の流れを創出するという観点から、三大都市圏の区域外にある地域を主たる対象として推進する。

(3) 定住自立圏の中心市と近隣市町村との役割分担

定住自立圏の中心市は、大規模商業・娯楽機能、中核的な医療機能、各種の生活関連サービス機能など、行政機能・民間機能を問わず、生活に必要な都市機能について既に一定の集積があり、自らの住民のみならず、近隣市町村の住民もその機能を活用しているような、都市機能がスピルオーバーしている都市であることが必要である。このような都市の機能を充実させていくことが、近隣市町村を含めた圏域全体の暮らしを支え、魅力を向上させることにつながるものであり、そのような都市が、圏域全体のマネジメントを担うことが求められている。

一方、近隣市町村は、環境、地域コミュニティ、食料生産、歴史・文化など の観点からの重要な役割が期待される。農山漁村では高齢者も現役として活動 し、地域の担い手となっていること等を踏まえると、近隣地域の農山漁村はこれからの長寿社会において、高齢者の新しい生き方を提示する役割も期待されている。

定住自立圏構想は、このような中心市の機能と近隣市町村の機能が、協定によって有機的に連携し、「定住」のための暮らしに必要な諸機能を総体として確保するとともに、「自立」のための経済基盤や地域の誇りを培い、全体として魅力あふれる地域を形成していくことを目指している。

(4) 高次の都市機能を有する都市等を中心市とする定住自立圏との連携 複数の定住自立圏が、より広域的に連携していくことが期待される。

特に、人口20万ないし30万人程度以上の都市など、高次の都市機能を有する都市を中心市とする定住自立圏と基本的な生活機能を有する都市を中心市とする定住自立圏とが、情報・交通ネットワーク等も活用しながら、より高次の都市機能の確保や地域の経済基盤の強化へ向けて連携していくことも期待される。

また、同程度の規模の都市を中心市とする定住自立圏同士が、それぞれの異なる特色を活かしながら、相互に連携していくことなども期待される。

(5) 定住自立圏の今後の展望

定住自立圏の形成については、相当程度進捗した段階にあると評価することができ、広域的な産業政策、観光振興、災害対策など、比較的連携しやすい取組から実績が積み上げられているが、今後は、施設・インフラ等の資源や専門人材の共同活用による住民の生活機能の確保、広域的なまちづくりなど、合意形成が容易ではない課題にも積極的に対応し、取組の内容を深化させていくことが必要である。このような問題意識は、第32次地方制度調査会「2040年頃から逆算し顕在化する諸課題に対応するために必要な地方行政体制のあり方等に関する答申」にも盛り込まれているところである。

また、将来的に生じる変化・課題、大規模な自然災害や感染症等のリスクにも的確に対応し、持続可能な形で行政サービスを提供していくためには、デジタル技術の活用が必要不可欠であり、定住自立圏においてもデジタル技術を活用した取組を積極的に進めていくことが求められる。定住自立圏においてデジタル技術を活用した取組を推進することは、圏域の更なる発展に向けた取組内

容の深化のみならず、デジタル田園都市国家構想の実現にも資すると考えられる。「デジタル田園都市国家構想総合戦略」(令和4年12月23日閣議決定)においても、「地域間連携を推進する上では、既に地域的な一体感が醸成されている連携中枢都市圏や定住自立圏において、デジタルを活用した取組の充実を通じ、圏域の更なる発展に向けて取組内容を深化させることが重要である」旨記載されており、定住自立圏の取組にも期待が寄せられているところである。

第2 この要綱において用いる人口等

この要綱における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数については、別段の定めがある場合を除き、国勢調査令(昭和55年政令第98号)によって調査した令和2年10月1日現在の数値(令和2年10月2日以降に行われた市町村の合併を経た市町村にあっては、合併関係市町村における令和2年10月1日現在の数値の合計をいう。)を用いる。

この場合において、就業者数及び通学者数とは、常住地による「従業・通学市 区町村、男女別通勤者数(15歳以上)」中「総数」及び「従業・通学市区町村、 男女別通学者数(15歳以上)」中「総数」の合計をいう。

第3 中心市

中心市は、次に掲げる①から③までの要件のすべてを満たす市をいう。

- ① 人口が5万人程度以上であること(少なくとも4万人を超えていること。)。
- ② 昼間人口及び夜間人口について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 ア 昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
 - イ 平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を経た合併市(当該合併が行われた日から起算して10年を経過していないものに限る。)にあっては、合併関係市のうち人口(合併期日以前の直近の日に国勢調査令によって調査した数値を用いる。以下本項目、③イ、第4(5)及び第5(4)に規定する合併関係市における人口、昼間人口、夜間人口、就業者数及び通学者数において同じ。)が最大のものにおいて、昼間人口を夜間人口で除して得た数値が1以上であること。
- ③ 当該市が所在する地域について、次に掲げる要件のいずれかを満たすこと。 ア 三大都市圏(国土利用計画(全国計画)(平成27年8月14日閣議決 定)に基づく埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、岐阜県、愛知県、三重

県、京都府、大阪府、兵庫県及び奈良県の区域の全部をいう。以下同じ。) の区域外に所在すること。

イ 三大都市圏の区域内に所在する場合においては、地方自治法(昭和22年法律第67号)第252条の19第1項の指定都市であって三大都市圏の区域内に所在するもの又は同法第281条第1項の特別区に対する当該市の従業又は通学する就業者数及び通学者数の合計を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値が0.1未満であること。

この場合において、平成11年4月1日以降に行われた市町村の合併を 経た合併市にあっては、合併関係市のうち人口が最大のものにおける就業 者数及び通学者数の数値を、当該合併市における就業者数及び通学者数の 数値とみなして算出することができる。

第4 中心市宣言

(1) 中心市宣言の定義

中心市宣言は、近隣にある市町村と地域全体における人口定住のために連携しようとする中心市が、圏域として必要な生活機能の確保に関して中心的な役割を担う意思を有すること等を明らかにするため、(2)に規定する事項を記載した書面(以下「中心市宣言書」という。)を作成し、公表することをいう。

(2) 中心市宣言書に記載する事項

中心市宣言書においては、中心市がその近隣にある市町村を含めた地域に 居住する住民の生活機能を確保し、地域の魅力を向上させていくという観点 から、少なくとも以下の事項について記載するものとする。

なお、中心市は、中心市宣言書を作成するに当たって、その近隣にある市町村であって、当該中心市と連携する意思を有するものの意向に十分配慮するものとする。

- ① 近隣にある市町村を含めた地域全体のマネジメント等において、中心的 な役割を担うとともに、当該市町村の住民に対して積極的に各種サービ スを提供していく意思
- ② 公共施設等による各種サービス機能、中核的な医療機能、大規模商業・娯楽機能その他の行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況及び近隣に

ある市町村の住民による当該機能の利用状況等

- ③ ②に掲げる都市機能等を活用して、近隣にある市町村と連携することを 想定する取組
- ④ 当該中心市に対して従業又は通学する就業者数及び通学者数を、常住する就業者数及び通学者数で除して得た数値(以下「通勤通学割合」という。)が 0. 1以上である市町村の名称
- ⑤ ④のほか当該中心市の近隣にあって、当該中心市と人口定住のために連携する意思を有する市町村があるときは、その名称

(3) 中心市宣言書の変更又は取消し

中心市は、都市機能の集積状況の著しい変化その他の著しい事情の変更があると認めるときは、中心市宣言書の変更又は取消しを行うことができる。

(4) 中心市宣言書の公表

中心市は、(1)の規定により中心市宣言書を作成したとき又は(3)の規定により中心市宣言書の変更若しくは取消しを行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

(5) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第3②イに該当する中心市のうち、市町村の合併の結果、当該市に対する 通勤通学割合が0.1以上である市町村が存しないこととなったもの等広域 的な市町村の合併を経たものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす 市については、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その 他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを中心市又はその近隣 にある市町村と同様の関係にあるものとみなして中心市宣言書の作成、変更 又は取消しを行い、公表することができる。

第5 定住自立圏形成協定

(1) 定住自立圏形成協定の定義

定住自立圏形成協定は、中心市宣言を行った1の中心市(以下「宣言中心市」という。)と、その近隣にある1の市町村が、人口定住のために必要な生活機能の確保に向けて、(2)に規定する事項について定める協定であって、

それぞれの市町村において、その締結又は変更に当たって、地方自治法第9 6条第2項に基づく議会の議決を経たものをいう。

この場合において、近隣にある市町村であって、定住自立圏形成協定を締結するものは、宣言中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係を有する市町村であるものとし、宣言中心市に対する通勤通学割合が 0. 1以上であること等の要素も考慮して、関係市町村において、これに該当するか否かを自主的に判断するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定に規定する事項

定住自立圏形成協定においては、宣言中心市及びその近隣にある市町村が 連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するという観点から、少なく とも以下の事項について規定するものとする。

① 市町村の名称

定住自立圏形成協定を締結する宣言中心市及びその近隣にある1の市町 村の名称を規定するものとする。

② 目的

「集約とネットワーク」の観点から、宣言中心市及びその近隣にある1 の市町村が連携して人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自 立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図ることなど、定住自立圏形 成の基本的な目的を規定するものとする。

③ 基本方針

宣言中心市及びその近隣にある1の市町村が、④に規定する事項を中心とする政策分野において行政及び民間機能の集約化・ネットワーク化を進めることなど、様々な分野で連携を図る旨を規定するものとする。

④ 連携する具体的事項

連携する具体的事項は、地域の実情に応じて柔軟に定めうるものであるが、宣言中心市及びその近隣にある市町村において、定住自立圏全体の活性化を通じて人口定住を図るという観点から、様々な取組を対象とすることが期待される。

特に、「集約とネットワーク」の考え方を基本として、ア 生活機能の強化、イ 結びつきやネットワークの強化、ウ 圏域マネジメント能力の強化、の3つの視点から、人口定住のために必要な生活機能を確保していく必要

がある。

このため、定住自立圏形成協定においては、ア、イ及びウの視点ごとに、 次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

なお、取組を行うに当たっては、デジタル技術の積極的な活用が期待されるところである。その際には、デジタル人材の育成・確保のための取組や、デジタル化の恩恵をあらゆる人が享受できるよう誰一人取り残されないための取組等も併せて進めることが必要である。

ア 生活機能の強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。これに加えて、ごみ処理、し尿処理、 消防など、従来から広域的な連携により展開してきた取組の更なる推進を目指して連携・協力する事項についても規定することができる。

a 医療

病院と診療所の役割分担による切れ目のない医療の提供、地域医療を担う医師の育成や派遣、デジタル技術を活用した遠隔医療その他の 医療を安定的に提供できる体制の確保等に向けた連携

b 福祉

高齢者向け住宅や在宅サービス支援の拠点施設の整備支援、他市町村における地域密着型サービス利用支援、保育所の広域入所その他の在宅療養・介護・子育てのネットワークの構築等に向けた連携

c 教育

小中学校の区域外就学、スクールカウンセラー等の共同活用、中高 一貫校の設置、大学等の高等教育機関との連携強化その他の住民のみ ならず、三大都市圏の住民が交流居住や移住を選択肢とできるような 質の高い教育環境の整備等に向けた連携

d 土地利用

都市機能の集約化等によるまちづくりの推進、規模や地域特性を活かした農業の展開その他の地域全体の土地利用のあり方に関する連携

e 産業振興

担い手確保、加工品のブランド化等による農林水産業の振興や、地 場産業の育成、企業誘致、観光資源の開発等による商工業の振興、雇 用機会の確保、中心市街地におけるにぎわいの創出その他の自立のた めの経済基盤の確立等に向けた連携

f 環境

圏域全体でのごみの減量や資源化の推進に向けた実証や啓発に関する事業、小水力や木質バイオマス等の再生可能エネルギーの活用、森林吸収源対策の着実な実施等、CO2吸収に向けた取組の推進や水源涵養機能の維持等に向けた連携

g 防災

圏域全体で災害対策を推進するための広域的な医療搬送、物資の供給、避難及び帰宅困難者への情報提供等に向けた連携

イ 結びつきやネットワークの強化に係る政策分野

次に掲げる政策分野のうち少なくとも1以上について、連携する具体的事項を規定するものとする。

a 地域公共交通

地域内外の往来を活発化し、日常生活圏の拡大や利便性の向上を図るための民間バス路線の再編等の支援、ディマンドバス等の運行その他の地域公共交通サービスの提供等に向けた連携

b デジタル・ディバイドの解消へ向けたインフラ整備

ブロードバンド基盤を各戸に届くまで整備するラスト・ワンマイル 対策や、デジタル技術を活用した遠隔医療や遠隔教育、テレワークの 推進その他の情報流通を密にするデジタルインフラの整備等に向け た連携

c 道路等の交通インフラの整備

地域内外の交流を促進するための、基幹道路ネットワークの整備や 生活幹線道路の整備その他の広域的な観点から交通インフラの整備 を重点的・戦略的に進めていく取組等に係る連携

d 地域の生産者や消費者等の連携による地産地消

食の安全を確保した消費の定着や地域経済の循環を目指して、直売 所や、生産者と消費者が直結した直販システム等を通じた地場産品の 販売その他の地産地消を進めていく取組等に係る連携

e 地域内外の住民との交流・移住促進

三大都市圏の住民との交流を促進し、定住・定着につなげていく取組その他の子どもの農山漁村での宿泊体験や自然体験を通じて地域の活性化や地域間の相互理解を深めていく取組等に係る連携

f a から e までに掲げるもののほか、結びつきやネットワークの強化に 係る連携

ウ 圏域マネジメント能力の強化に係る政策分野

地域を牽引する人材を確保し育成する取組を中長期的に進めてい く観点から、次に掲げる政策分野のうち1以上について、連携する具 体的事項を規定するものとする。

- a 宣言中心市等における人材の育成(デジタル人材の育成を含む。)
- b 宣言中心市等における外部からの行政及び民間人材の確保(デジタル 人材の確保を含む。)
- c 圏域内市町村の職員等の交流
- daからcまでに掲げるもののほか、圏域マネジメント能力の強化に係る連携

⑤ ④の執行等に係る基本的事項

定住自立圏形成協定に基づく事務の執行については、機関等の共同設置(地方自治法第252条の7等)や事務の委託(同法第252条の14等)等のほか、民事上の契約等により行い、その形式に応じて規約の作成等の手続を経ることとなるが、定住自立圏形成協定においても、事務の執行に係る基本的な事項について規定しておくことが望ましい。

⑥ 定住自立圏形成協定の期間及び廃止の手続き

定住自立圏形成協定の期間は、宣言中心市とその近隣にある市町村の連携を安定的に維持・拡大していく観点から、原則として、定めのないものとする。

ただし、定住自立圏形成協定の一方の当事者である市町村から、地方 自治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て廃止を求める旨の通告 があった場合においては、他方の当事者である市町村の意思にかかわら ず、一定期間の経過後に廃止される旨を規定するものとする。この場合 において、当該通告後、当該協定が廃止されるまでの期間は、原則として 2年間とし、この旨をあらかじめ当該協定に規定するものとする。

(3) 定住自立圏形成協定の締結等に係る留意事項

- ① 定住自立圏形成協定の締結に当たっては、地域における合意形成の過程を重視することが必要である。特に、各市町村の住民に対しては、あらかじめ、当該市町村のホームページを含めたインターネット等各種広報媒体や住民説明会等を通じて、定住自立圏形成協定案の趣旨及び具体的内容を周知するものとする。
- ② 定住自立圏形成協定は、宣言中心市とその近隣にある1の市町村により それぞれ締結されるものであるが、宣言中心市が1以上の近隣にある市 町村とそれぞれ定住自立圏形成協定を締結することにより、第6(1) に規定する定住自立圏が形成されることとなる。このため、他の近隣に ある市町村との定住自立圏形成協定との整合性を図り、地域全体が活性 化するように十分配意する必要がある。
- ③ 連携を図る政策分野に応じて、例えば、医療法(昭和23年法律第205号)第30条の4第1項の規定により都道府県が定める医療計画や、道路運送法施行規則(昭和26年運輸省令第75号)第15条の4第2号の規定による地域協議会など、調整を図る必要があるものについては、定住自立圏形成協定の締結に向けた検討と並行して、各市町村と関係機関とが十分な協議を行っていくことが必要である。
- ④ 定住自立圏形成協定の変更又は廃止に当たっても、上記①から③までの 事項に留意するものとする。
- ⑤ 定住自立圏形成協定は、宣言中心市と当該宣言中心市が属する都道府県と異なる都道府県に属する近隣にある市町村により締結することができることに留意する必要がある。
- ⑥ 異なる分野における役割分担を行うため、近隣にある市町村が2以上の宣言中心市と定住自立圏形成協定を締結することができることに留意する必要がある。

(4) 広域的な市町村の合併を経た市に関する特例

第4(5)の規定により中心市宣言を行った宣言中心市については、定住

自立圏形成協定に代えて、当該宣言中心市の区域の全部を対象として、(2) ①から④までに規定する事項について定めた定住自立圏形成方針を、地方自 治法第96条第2項に基づく議会の議決を経て、策定、変更又は廃止するこ とができる。

この場合において、合併関係市のうち人口が最大のものの区域を中心地域、その他の合併関係市町村の区域を近隣地域とし、それぞれを定住自立圏形成協定における宣言中心市又はその近隣にある市町村と同様の関係にあるものとみなして、必要な事項を規定するものとする。

(5) 定住自立圏形成協定等の公表

宣言中心市及びその近隣にある市町村は、定住自立圏形成協定又は定住自立圏形成方針(以下「定住自立圏形成協定等」という。)の締結、策定、変更 又は廃止を行ったときは、直ちにこれを公表するものとする。

第6 定住自立圏共生ビジョン

(1) 定住自立圏の定義

定住自立圏は、以下のいずれかに該当するものをいう。

- ① 定住自立圏形成協定を締結した宣言中心市及び近隣にある市町村(以下「近隣市町村」という。ただし、関係市町村の判断により、「連携市町村」、「構成市町村」又は「周辺市町村」と呼称することも差し支えない。)の区域の全部
- ② 定住自立圏形成方針を策定した宣言中心市の区域の全部

(2) 定住自立圏共生ビジョンの定義

定住自立圏共生ビジョンは、宣言中心市が、当該宣言中心市を含む定住自立圏を対象として(3)に規定する事項について記載するものであって、その策定又は変更に当たって、民間や地域の関係者を構成員として宣言中心市が開催する協議・懇談の場(以下「圏域共生ビジョン懇談会」という。)における検討を経て、各近隣市町村と当該市町村に関連する部分について協議を行ったものをいう。

(3) 定住自立圏共生ビジョンに記載する事項

定住自立圏共生ビジョンにおいては、以下の事項について記載するものと する。

① 定住自立圏及び市町村の名称

定住自立圏の名称及び定住自立圏形成協定を締結し、又は定住自立圏形成方針を策定したすべての市町村の名称を記載するものとする。

② 定住自立圏の将来像

当該定住自立圏における将来推計人口(平成30年3月に国立社会保障・人口問題研究所が公表したもの(福島県内の市町村にあっては、これに準ずる方法により推計したもの)に基づくものに限る。)、行政及び民間分野に係る都市機能の集積状況の現状等を記載した上で、定住自立圏全体で人口定住のために必要な生活機能を確保するため、自立のための経済基盤を培い、地域の活性化を図るという観点から、当該定住自立圏の将来像を提示するものとする。

この将来像には、上記将来推計人口を踏まえつつ算出した、定住自立圏 の取組の結果実現されるべき中長期的な将来の人口、高齢化率等の目標を 含むものとする。また、定住自立圏を形成する市町村における行政需要や 経営資源についての客観的・中長期的な将来推計についても含むことが望ましい。

③ 定住自立圏形成協定に基づき推進する具体的取組

②の規定により提示する将来像の実現に向けて、各定住自立圏形成協定 等において規定された事項に基づき、関係市町村が連携して推進していく 具体的取組の内容を記載するものとする。

取組の記載に当たっては、具体的内容や実施スケジュール等に加えて、 関連する市町村の名称及び根拠とする各定住自立圏形成協定等の規定を 明確に記載するものとする。併せて、予算措置を伴うものにあっては、総 事業費や各年度の事業費等の見込みも含めて記載するものとする。

④ 定住自立圏共生ビジョンの期間

定住自立圏共生ビジョンの期間を記載するものとする。この場合において、当該期間は、おおむね5年間とし、毎年度所要の変更を行うものとする。なお、定住自立圏共生ビジョンの期間が満了する際は、⑤で定める成果指標(KPI: Key Performance Indicator)等の達成状況等を踏まえて次期の定住自立圏共生ビジョンを策定するものとする。

⑤ 成果指標

定住自立圏共生ビジョンに記載する具体的取組に関しては、明確な成果指標を設定し、進捗管理を行うものとする。

(4) 圏域共生ビジョン懇談会の構成員等

圏域共生ビジョン懇談会の構成員は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって関係者の意見を幅広く反映させるため、定住自立圏の取組内容に応じて、医療、福祉、教育、産業振興、地域公共交通等定住自立圏形成協定等に関連する分野の代表者や、地域コミュニティ活動・NPO活動の関係者等に加えて、大規模集客施設、病院等都市集積が生じている施設等の関係者を含めることが望ましい。

圏域共生ビジョン懇談会における定住自立圏共生ビジョンの検討に当たっては、具体的取組に関する成果指標等の達成状況等を考慮するものとする。

(5) 定住自立圏共生ビジョンに関する近隣市町村との協議

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更に当たって、各近 隣市町村に関連する部分について当該市町村と個別に協議を行うものとする。

(6) 定住自立圏共生ビジョンの写しの近隣市町村への送付及び公表 宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンの策定又は変更を行ったときは、

直ちに近隣市町村にその写しを送付し、これを公表するものとする。

(7) 定住自立圏共生ビジョンに関する意見交換

宣言中心市は、定住自立圏共生ビジョンに関し意見交換を行うため、少なくとも一年に一回、圏域内の全ての市町村長による懇談の場を設けるものとする。

(8) その他

近隣市町村は、定住自立圏共生ビジョンの実現を通じた圏域としての取組の深化に向けて、宣言中心市とともに主体的・積極的に圏域施策に参画し、圏域全体のネットワーク強化に努めるものとする。

第7 中心市に係る特例

隣接する2つの市(各市が第3②及び③に規定する要件を満たすものに限る。) の人口の合計が4万人を超えるときは、当該2つの市を合わせて1つの中心市 とみなすことができる。

この場合において、第4(1)から(4)までに規定する中心市宣言書、第5(1)から(3)まで及び(5)に規定する定住自立圏形成協定並びに第6に規定する定住自立圏共生ビジョンの作成、締結、策定、変更、取消し、廃止、写しの送付若しくは公表又は第8に規定する写しの送付については、当該2つの市が共同して連名により行うものとする。

また、第3に規定する要件を満たさないものの、一定の都市機能を有し、通勤・通学等において密接な関係を有する生活経済圏域の拠点的な都市としての役割を果たすものとして総務省が別に通知で定める要件を満たす市については、当該市を中心市とみなすことができる。

第8 中心市宣言書等の写しの送付

(1) 中心市宣言書の写しの送付

宣言中心市は、第4(4)の規定による中心市宣言書に関する公表を行ったときは、当該宣言中心市の属する都道府県及び第4(2)④及び⑤の規定により名称を記載された市町村の属する都道府県並びに総務省にその写しを送付するものとする。

(2) 定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付

宣言中心市は、第5(5)の規定による定住自立圏形成協定等又は第6(6) の規定による定住自立圏共生ビジョンに関する公表を行ったときは、その写 しを当該宣言中心市の属する都道府県及び総務省に送付するものとする。

近隣市町村は、第5 (5) の規定による定住自立圏形成協定に関する公表を行ったとき又は第6 (6) の規定による宣言中心市からの定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを当該近隣市町村の属する都道府県に送付するものとする。

(3)総務省による送付

総務省は、(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協

定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けたときは、その写しを 速やかに関係府省に送付するものとする。

第9 市町村に対する助言及び支援

(1) 都道府県による助言及び支援

都道府県は、当該都道府県内の市町村における定住自立圏に関する取組について、必要に応じて、広域の地方公共団体として、助言を行うとともに、支援を行うことが期待される。特に、医療、産業振興、地域公共交通、インフラの整備等都道府県が担任する事務について、定住自立圏に関する取組と円滑に連携できるよう調整を図ることが期待される。

また、都道府県は、当該都道府県内の定住自立圏に関する取組について、 必要に応じて、総務省に情報の提供を行うとともに意見の交換を図るものと する。

(2)総務省による助言及び支援

総務省は、中心市宣言書の作成等に関して事前に助言の求めがあった場合や、宣言中心市から第8(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合などには、必要に応じて、定住自立圏に関する取組について助言を行うとともに、国と関係地方公共団体間の連絡調整を行うものとする。

また、総務省は、宣言中心市及び近隣市町村が締結、策定又は変更した定住自立圏形成協定等及び定住自立圏共生ビジョンであって、第8(2)の規定により送付を受けたものに基づく当該市町村の取組に対して、必要な支援を行うものとする。この場合において、総務省は、関係府省と連携し、当該取組に対する国による支援について、地方公共団体に対して、分かりやすい形で情報を提供するものとする。

第10 その他

この要綱に定めるもののほか、この要綱の施行に伴い必要な事項は、総務 省が別に通知で定めるところによるものとする。

附則

第1 施行期日

この要綱は、平成21年4月1日から施行する。ただし、先行実施団体として総務省が別に通知で定める市町村及びその近隣にあって当該市町村と人口定住のために連携する意思を有する市町村においては、平成21年1月1日から、この要綱の規定による中心市宣言、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

第2 中心市の要件、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンに関する特別の助言

当分の間、総務省は、本則第8(1)及び(2)の規定による中心市宣言書、定住自立圏形成協定等又は定住自立圏共生ビジョンの写しの送付を受けた場合において、当該送付を行った市が本則第3に規定する要件を満たさないとき、本則第5(2)に規定する事項が定住自立圏形成協定等に記載されていないとき等この要綱に基づく定住自立圏と明らかに異なる取組が行われているものと認められるときは、速やかに関係市町村に対して必要な助言を行うものとする。

附則

第1 施行期日

この要綱は、平成24年10月1日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている市については、平成27年9月30日までの間(東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体にあっては、当分の間)、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定、附則第2の規定 又はこの要綱による改正後の定住自立圏構想推進要綱本則第3②イの規定に より中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立 圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附則

第1 施行期日

この要綱は、平成26年4月1日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成28年9月23日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成29年10月5日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の 要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成 に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災 地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第2の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、平成30年9月3日から施行する。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和3年6月9日から施行する。

附則

第1 施行期日

この要綱は、令和4年11月14日から施行する。

第2 経過措置

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定に基づく中心市の要件を満たしている東日本大震災に対処するための特別の財政援助及び助成に関する法律(平成23年法律第40号)第2条第2項に規定する特定被災地方公共団体については、当分の間、中心市宣言を行うことができる。

第3 中心市宣言済の団体に係る取扱い

この要綱による改正前の定住自立圏構想推進要綱の規定又は附則第2の規定により中心市宣言を行った市については、定住自立圏形成協定若しくは定住自立圏形成方針又は定住自立圏共生ビジョンに関する取組を行うことができる。

附 則

第1 施行期日

この要綱は、令和5年6月21日から施行する。